

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 号
件 名	働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書の提出について
要 旨	<p>働く現場で、体調不良を訴える労働者が続出しています。仕事に追われ、あるいは生活を支えるために、睡眠時間を削って働き、心身の健康がむしばまれていく労働者は少なくありません。また、不安定な雇用と劣悪な処遇が鬱、不安障がいを発症させる傾向を高めることも、公衆衛生学の研究から明らかとなっていますが、そのリスクを抱える非正規雇用は増加の一途をたどっています。</p> <p>労災保険の給付決定数で見ると、過労死事案は毎年100件以上、未遂も含めた過労自殺事案も加えると200件前後に上ります。警察庁調べでは、仕事が主な原因と見られる雇用労働者の自殺者数は毎年2,000人前後に上ります。こうした事態を踏まえ、さきの国会では過労死等防止対策推進法が全会一致で制定されました。政府は、同法に基づく対策の具体化に着手するとともに、働き過ぎ防止に向け、労働時間法制の見直しを行う調査審議を労働政策審議会に諮問し、法案をまとめさせました。</p> <p>ところが、今国会に内閣が提出した労働基準法の一部改正法律案と労働者派遣法の一部改正法律案は、働き過ぎの防止や不安定雇用の濫用に歯どめをかけるどころか、規制緩和によってむしろ事態を深刻化させるものとなっています。</p> <p>労働基準法については、業務量や納期等を決める権限を持たない労働者について、一定の賃金や職務等の要件を満たせば、有給休暇を除く全ての労働時間規制の適用から除外可能とする制度の新設や、所定時間働いたとみなすことで、時間外労働を行ってもカウントしない裁量労働制の対象拡大を行おうとしています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 27 年 6 月 18 日 文教経済常任委員会
受 理	平成 27 年 6 月 10 日 第 1 3 7 号

また、労働者派遣法については、専門性の有無による規制をなくし、派遣先会社が望めば、派遣労働を常用的に受け入れ続けることができる制度にしようとしています。

いずれの法案も、雇用のあり方に重大な悪影響を及ぼすおそれが高く、労働政策審議会の労働者代表委員、主な労働団体、弁護士団体等は制定に反対しています。

日本の長時間労働をなくすためには、他の先進諸国で制定されている労働時間の上限規制や、勤務の終了と開始の間に一定時間の休息時間を置く勤務間インターバル規制（EUでは 11 時間の休息時間規制がある）等を、労働基準法の中に盛り込む必要があります。

また、労働者の雇用不安をなくし、処遇を改善するには、有期労働契約や派遣労働契約の濫用を防止するための法規制の強化が必要です。

今、国がなすべきことは、これらの法制度整備を行い、働き過ぎや不安定な雇用、差別的な処遇を防止し、労働者が安心して生き生きと働くことができる環境を整えることです。

以上より、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情いたします。